

## 社会福祉法人昌和福社会旅費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人昌和福社会せんにしの丘・せんだの森の役員、職員が公務のため旅行するものに対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令)

第2条 旅行は理事長またはその委任を受けたもの（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行われなければならない。

2. 旅行命令権者は電話、郵便等による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合にかぎり旅行命令を発することができる。
3. 旅行命令権者はすでに発した旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ）をする必要があると認める場合で前項の規定に該当する場合には、自らまた第3条の規定による役職員の申請に基づきこれを変更することができる。

(旅行命令等の変更申請)

第3条 役職員は公務上の必要または天災、その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定による変更された旅行命令を含む以下この条において同じ）に従って旅行することができない場合には、すみやかに旅行命令権者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当および宿泊料の6種類とする。

(旅費の計算方法)

第5条 旅費は最も経済的な通常の順路によりこれを計算する。但し公務の都合または天災、その他やむを得ない理由で順路により旅行し難い場合にはその現に経過した順路および方法による。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は鉄道旅行について路程に応じ、つぎの各号に規定する。旅客運賃および急行料金、特別急行料金（ともに通行税を含む）を支給する

- (1) 運賃の等級を区分する線路による旅行の場合は別表(1)による区分の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合はその乗車に要する運賃
- (3) 公務上の必要により急行料金を必要とする列車に乗車する場合には前2号に規定する運賃のほかに、つぎの規定する急行料金  
ア. 第1号に該当する線路による旅行の場合には同号の規定による運賃と同じ等級の急行料金

イ．前号の規定に該当する線路による旅行の場合にはその乗車に要する急行料金  
(船 賃)

第7条 船賃は水路旅行について路程に応じ、つぎの各号に規定する旅客運賃（通行税、はしけ賃、棧橋賃および普通運賃）を支給する。

(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合は別表（1）による区分の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合はその乗船に要する運賃

(航空賃)

第8条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

(運 賃)

第9条 車賃はバス路線の旅行について、その乗車に要する運賃を、その他の陸路旅行については路程に応じて別表（1）の定額によりこれを支給する。

2. その他の路線の運賃はその全路程を通算して計算する。

3. 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

(日 当)

第10条 日当は旅行中の日数に応じ別表（1）の定額によりこれを支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は旅行中の夜数に応じ別表（1）の定額によりこれを支給する。ただし、上級職に随行を命ぜられた場合の宿泊料は当該上級職と同額を支給する。

(実費支給)

第12条 旅行の任務の状況により定額の鉄道賃、船賃、車賃で支給しがたい時は第6条から第9条の規定にかかわらず実費を支給する。(講習旅費)

第13条 役職員が講習を受けるため3日以上旅行する場合には第11条の規定にかかわらず別表(1)に定める宿泊料をそれぞれ500円減額して支給する。

(市内出張旅費)

第14条 市内出張の場合で交通機関等を利用する場合は、これに要する実費を支給する。支給額については別表（2）のとおりとする。ただし、日当は4時間以上5時間未満1,000円、5時間以上2,000円とする。

(委 任)

第15条 この規程に定めた事項については、理事長がその都度これを定める。

## 附 則

この規定は昭和52年9月1日からこれを適用する。

この規定は平成18年4月1日より実施する。

この規定は平成25年2月9日より実施する。

この規定は平成28年4月1日より実施する。

別表（１）

出張旅費

区 分	鉄道賃	船 賃	日 当	宿 泊 料
施 設 長	2 等	2 等	3, 0 0 0円	1 3, 0 0 0円
その他の職員	2 等	2 等	2, 0 0 0円	1 0, 0 0 0円
宿泊片道 1 0 0 k m 以上                      市内車賃片道      3 0 0 円 急行料金 1 0 0 k m 以上 特別急行料 1 0 0 k m 以上                      (※広島は新幹線の実費支給)				

※平成25年4月1日より一部改正実施する。

別表（２）

市内出張旅費

区 分	旅 費	日 当
交通機関等 利用の場合	実費支給	4時間以上5時間未満は1, 0 0 0円 5時間以上は2, 0 0 0円 を支給する。
交通用具等 使用の場合	交通機関を利用 の場合と同様	
※市内車賃の場合は、片道300円を支給する。 ※法人役員の場合の日当は5, 0 0 0円を支給する。		

※平成18年4月1日より実施する。

※平成24年4月1日より一部改正実施する。

※平成25年2月9日より一部改正実施する。

## 慶 弔 規 程

第1条 この規程は社会福祉法人昌和福祉会の役職員に対して支給する慶弔費について必要な事項を、つぎのとおり定める。

### 1. 御 祝

(1) 役職員(本人)の結婚の場合(祝電)	50,000円
(2) 役職員の子女の結婚の場合(祝電)	10,000円
(3) 役職員(本人)の出産の場合	10,000円
(4) 役員が表彰を受けた場合(祝電)	20,000円
(5) 職員が表彰を受けた場合(祝電)	10,000円
(6) 役員が関係機関・団体等の御祝いの場合(祝電)	20,000円
(7) 職員が関係機関・団体等の御祝いの場合(祝電)	10,000円

### 2. 御香料

(1) 本人死亡の場合(弔電及び供花)	50,000円
(2) 配偶者死亡の場合(弔電及び供花)	20,000円
(3) 実父母、同居の父母、子ども死亡の場合 (弔電及び供花)	10,000円
(4) 同居の祖父母死亡の場合(弔電)	5,000円
(5) 関係機関・団体等のご香料の場合(弔電) 上限	10,000円

### 3. 御餞別

(1) 本人退職の場合(10年以上)	50,000円
(2) 本人退職の場合(5年以上10年未満)	30,000円
(3) 本人退職の場合(1年以上5年未満)	10,000円

### 4. 御見舞

(1) 本人、公傷入院の場合(入院10日以上)	50,000円
(2) 本人、病気入院の場合(入院10日以上)	20,000円
(3) 配偶者及び子女病気入院の場合(入院15日以上)	10,000円

第2条 この規程は法人役員においても、適用するものとする。

第3条 この規程以外の場合において、特に必要な場合は、別途理事長が定めるものとする。

この規程は平成18年4月 1日から施行適用する。

この規程は平成22年6月 30日から一部改正実施する。

この規程は平成24年2月29日より一部改正実施する。

## 理事役員の費用弁償に関する規定

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人昌和福祉会福祉会定款第5条に規定する役員及びその他のもの（以下「役員等」という。）に支給する費用弁償に関する事項を定める。

### (費用弁償)

第2条 役員等が理事会又はその他の会議に出席するため、または法人の業務のために市内出張、市外出張したときは、その費用を弁償する。

2. 費用弁償費は、日額費用弁償として、一律5,000円を支給する。

第3条 役員等が、法人の業務のため交通機関を利用して出張するときは、その費用は職員の旅費規程に準じて交通費の実費額を支給する。

### (改 正)

第4条 この規定の改正については、理事会の議決を要する。

### (附 則)

この規定は平成25年4月1日より実施する。